平成２２年（フ）第２５９号
広島県福山市西深津町４丁目２番43号、旧住所広島県福山市東深津町６丁目３番25号
債務者　春藤　恭一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２２９号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1455番地
債務者　池田由美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５１号
神奈川県横須賀市浦郷町１丁目19番地
債務者　家田　優来
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５７号
神奈川県逗子市池子２丁目６番29号
債務者　西澤　光子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４０号
広島県福山市加茂町字粟根204番地２、旧住所広島市安佐南区祇園７丁目25番１号
債務者　松井　　敏
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２７１号
広島県福山市水呑町1028番地３、住民票上の住所広島県福山市鞆町鞆629番地
債務者　叭田　哲司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７３号
長崎県南島原市北有馬町丁2842番地、住民票上の住所長崎県南島原市西有家町須川57番地２
債務者　加藤　好春
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
長崎県南島原市西有家町須川667番地１
債務者　藤山　祐未（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
長崎県島原市上の原３丁目6613―11　並松アパート12号室、住民票上の住所長崎県南島原市深江町甲２番地２
債務者　上田　博美（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
長崎県雲仙市千々石町乙886番地、前住所長崎県諫早市原口町931番地
債務者　戸井伸一郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
長崎県雲仙市千々石町乙886番地、前住所長崎県諫早市原口町931番地
債務者　戸井　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目23番10号　丸山アパート202
債務者　内田　　拡
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６４号
千葉県佐倉市上志津原341番地９
破産者　實川　誠子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７７号
千葉県印西市船尾1369番地
破産者　豊島　總子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８号
千葉県いすみ市松丸1504番地５
破産者　有限会社ちからホームサービス
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
千葉県いすみ市弥正463番地１
破産者　吉野　主税
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市西川田町248番地５、前住所山梨県甲府市蓬沢１丁目13番23号　レオパレスファミーユ２―103号
破産者　篠原　健一
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係